

- 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 -

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成17年3月31日・東京都条例第85号

1 概要

地球温暖化とヒートアイランド現象の進行に対して、より実効性のある温暖化対策の推進を図るため、その対策の推進に積極的な事業者が社会的に評価を受ける仕組みの構築等をする必要があるため改めるものである。

具体的な改正内容は次のとおり。

(1) 地球温暖化対策計画書制度の強化

オフィスなどの大規模事業所の温室効果ガス排出の抑制をより高い水準で推進する。

ア 誘導手法による制度強化

(ア) 地球温暖化対策指針に基づく都の指導・助言を規定

(イ) 都による「評価・公表」の仕組みを規定

(ウ) 計画期間中の実施状況報告を義務付け

イ 制度対象の拡大

(ア) 公共部門も制度対象化

(イ) 対象規模未満の事業所の任意提出を規定

(1) エネルギー環境計画書制度の創設

都内に供給されるエネルギーの環境性の向上を促進する。

ア 都内へエネルギーを供給している事業者に計画書、報告書の提出、公表を義務付け

(3) 建築物環境計画書制度の強化

大規模建築物の環境配慮項目にヒートアイランド対策を追加するとともに、消費者がマンションを購入する際に、環境性能の情報を得やすいようにする。

ア ヒートアイランド対策の強化

(ア) 建築主の責務及び配慮指針に「ヒートアイランド現象の緩和」を追加

イ マンション環境性能の表示

(ア) 「マンション環境性能表示」を広告に付すことを義務付け

(イ) 「マンション環境性能表示」に係る事項の購入者への説明を規定

(4) 省エネラベリング制度

家電販売店で省エネラベルを表示することにより、都民の省エネ意識を喚起するとともに、省エネ型家電製品等の普及拡大、技術開発を促進する。

(ア) 特定の家電製品を一定数以上陳列する販売事業者に、省エネラベルの掲出を義務付け

2 施行期日

平成17年4月1日。

ただし、(3)建築物環境計画書制度の強化のうち、事業者の義務等に係わる部分は、平成 17年10月1日。(4)省エネラベリング制度の創設のうち、省エネラベルの掲出義務等に係わる部分は、平成 17年7月1日。

3 問い合わせ先

(1)について

環境局都市地球環境部環境配慮事業課事業活動係

直通電話 03(5388)3597

都庁内線 4 2 - 7 4 7

(2)について

環境局都市地球環境部計画調整課地球温暖化対策推進係

直通電話 0 3 (5 3 8 8) 3 4 4 3

都庁内線 4 2 - 7 2 1

(3)について

環境局都市地球環境部環境配慮事業課建築物係

直通電話 0 3 (5 3 8 8) 3 5 3 6

都庁内線 4 2 - 7 5 1

(4)について

環境局都市地球環境部計画調整課地球温暖化対策推進係

直通電話 0 3 (5 3 8 8) 3 4 4 3

都庁内線 4 2 - 7 2 1